

2003年4月28日
株式会社 日立製作所

株主総会への自己株式取得枠設定の附議についてのお知らせ
(商法第210条に基づく自己株式の取得)

株式会社日立製作所(コード番号 6501)は、機動的な資本政策の実行を可能とするため、商法第210条の規定に基づき、本年定時株主総会(2003年6月25日開催予定)終結の時から次期定時株主総会終結の時までに取得することができる自己株式の上限枠について、下記の通り、本年の定時株主総会に附議することを決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. 取得する株式の種類 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 3億株(上限)
3. 取得価額の総額 1,500億円(上限)

報道関係お問合せ先

株式会社日立製作所 コーポレート・コミュニケーション本部 広報部【担当：池野谷、瀬川】
〒101-8010 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
電話(03)3258-2056(ダイヤルイン)

以上

このニュースリリースに掲載されている情報は、発表日現在の情報です。
発表日以降に変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。
